令和７年度（２０２５年度）「電話で『お金』詐欺」被害防止広報啓発業務委託仕様書

１　件名

　　令和７年度（２０２５年度）「電話で『お金』詐欺」被害防止広報啓発業務

２　目的

　　県民の平穏な生活に脅威を与える一因となっている「電話で『お金』詐欺」（全国的に「特殊詐欺」と呼ばれているもの）について、テレビ、新聞、ＳＮＳ等あらゆる広報媒体を通じて、発生手口に応じたタイムリーな注意喚起を行うことにより、高齢者をはじめとする全ての県民の防犯意識の高揚を図るとともに、被害を未然に防止し、安全安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

　　※「電話で『お金』詐欺」の類型については別紙のとおり。

３　契約期間

契約締結の日から令和８年（２０２６年）３月３１日まで

４　委託料

　　３，８３４，０００円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

５　委託業務

　「電話で『お金』詐欺」の被害防止を呼びかける以下の業務

⑴　メディアコンテンツの制作及び発信

広く県民の間に「電話で『お金』詐欺」についての関心を深め、被害防止

のための注意喚起ができる訴求性・波及効果の高いメディアコンテンツ（動

画、画像、楽曲など）を作成するとともに、発生手口に即応した情報発信を

行うこと。

　　　※　タレントの起用は不要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| エリア | 時期 | 発信するメディアの種類（例） |
| 熊本県内 | 8/1～2/28 | テレビＣＭ、新聞、ラジオ、ＳＮＳ、ＷＥＢ広告、チラシ等 |

⑵　その他

上記の業務を行った上で、さらに、「電話で『お金』詐欺」被害防止の啓発について、高い効果が見込める方法があれば提案すること。

６　成果物の納品

1. 成果物

ア　業務完了報告書（メディア発信実績等を記載）

イ　広報素材（作成したメディアコンテンツは、ＤＶＤ等で提出すること。）

ウ　その他、熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）が必要と認めるもの

※　成果物で、受託者以外の者が所有する素材を用いる場合には、必ず著作権処理等を行うこと。

　　　 ※　納品後、成果物の著作権を生活安全企画課に譲渡し、所有権を生活

安全企画課に帰属させる（生活安全企画課が行う警察活動での使用を「可」とする）こと。

⑵　納品場所

　　 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

　　 　 熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課

⑶　納品期限

契約締結後に協議決定する。

７　その他

1. 受託者は、契約締結後、速やかに契約期間中の本業務のスケジュールを作成し提出すること。
2. 受託者は、契約締結後、速やかに責任者を選定すること。

責任者には、業務委託を実施するために必要な能力及び経験を有する自社の者を選定すること。

また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとること。

1. 受託者は、不測の事態により、業務委託を完了することが困難になった場合には、直ちにその旨を生活安全企画課に連絡し、その指示に従うこと。
2. 本業務を遂行するに当たり、機密情報及び個人情報の保護に十分に注意すること。

また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、生活安全企

画課の責めに帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

1. 企画提案等の内容については、生活安全企画課と受託者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。